

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの（適正な対価を支払わずに取得したものを含む）…再調達価額

ただし、取得価額が不明であるもの（適正な対価を支払わずに取得したものを含む）のうち、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの（適正な対価を支払わずに取得したものを含む）…再調達価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 子会社・関連会社株式……………取得価額

② その他有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得価額

③ 出資金……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5年～50年

工作物 3年～75年

船舶 9年

物品 2年～20年

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェア 5年

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から岡山市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から、既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、岡山市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち備前市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のファイナンス・リース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 上記以外の固定資産の計上基準

建物や工作物など物品以外の資産についても原則として取得価額または再調達価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については物品・建物・工作物等の償却資産(減価償却を行う資産)と異なり、非償却資産(減価償却を行わない資産)であることから、原則として全ての土地について資産として計上しています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等
該当はありません。

3 重要な後発事象
該当はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が決定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
岡山県信用保証協会	—	505千円	—	505千円
計	—	505千円	—	505千円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次の通りです。

① 令和5年（ワ）306号 工作物収去土地明渡等請求事件 3,274千円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- ・一般会計
- ・土地取得事業特別会計
- ・飲料水供給事業特別会計
- ・駐車場事業特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 千円未満を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ %	－ %	9.1%	－ %

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 4,691千円

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費（地方自治法第213条）	1,496,595千円
継続費の通次繰越額（同法第145条第1項）	1,725,319千円
事故繰越繰越額（同法第220条第3項）	12,026千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産の範囲には、台帳手引き104段落のとおり、以下のものとする。

「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸借している場合を含む）」、「売却が既に決定している、または、近い将来売却予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、令和6年度予算において、財産収入として措置されている資産。

イ 内訳

該当なし

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 21,171,235千円

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	12,263,444千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,431,525千円
将来負担額	30,206,757千円
充当可能基金額	10,567,734千円
特定財源見込額	588,554千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	21,171,235千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 634,320千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	22,498,454千円	20,778,371千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	746,505千円	654,492千円
繰越金に伴う差額	△977,164千円	-
地方自治法第233条2の規定による基金繰入	-	950,000千円
内部相殺による差額	△315,878千円	△315,878千円
資金収支計算書	21,951,918千円	22,066,986千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地取得事業特別会計・飲料水供給事業特別会計・駐車場事業特別会計）の分だけ相違します。また、歳入支出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	2,049,877千円
減価償却費	△2,301,873千円
投資活動収入の国県等補助金収入	490,228千円
未収債権の増減額	△14,141千円
徴収不能引当金の増減額	△5,140千円
その他流動負債の増減額	△1,483千円
未払債務の増減額	△387千円
賞与等引当金の増減額	△120,769千円
退職手当引当金の増減額	△105,255千円
損失補償等引当金の増減額	△349千円
資産除売却損益	△2,288千円
貸付金の増減	△40,163千円
純資産変動計算書の本年度差額	△51,743千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額

一般会計	2,000,000千円
土地取得事業特別会計	30,000千円
飲料水供給事業特別会計	5,000千円
駐車場事業特別会計	10,000千円

一時借入金に係る利子額 230円